

2022年03月31日 現在

# 決算報告書

第 35 期

自2021年04月01日  
至2022年03月31日

株式会社 JALスカイ札幌  
北海道千歳市美々 新千歳空港内

# 貸借対照表

2022年03月31日 現在

株式会社 JALスカイ札幌

単位： 円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	<b>【 259,422,569 】</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>【 97,563,603 】</b>
現金及び預金	6,926,403	営業未払金	26,097,288
営業未収入金	147,848,695	未払金	1,528,953
貯蔵品	178,375	未払法人税等	1,492,000
短期前払費用	16,786,139	未払消費税等	28,182,485
短期貸付金	67,339,693	未払事業所税	84,600
立替金	20,194,152	未払費用	28,098,025
未収入金	149,112	預り金	7,964,250
		未払法人税個別帰属額	4,116,002
		<b>【固定負債】</b>	<b>【 226,140,795 】</b>
		退職給付引当金	226,140,795
<b>【固定資産】</b>	<b>【 231,359,839 】</b>		
(無形固定資産)	( 295,568 )	負債の部合計	323,704,398
電話加入権	295,568	純 資 産 の 部	
(投資その他の資産)	( 231,064,271 )	<b>【株 主 資 本】</b>	<b>【 167,078,010 】</b>
敷金	6,077,800	<b>【資 本 金】</b>	<b>【 30,000,000 】</b>
その他投資	0	<b>【資本剰余金】</b>	<b>【 25,000,000 】</b>
長期前払費用	1,112,000	資本準備金	10,000,000
繰延税金資産	223,874,471	その他資本剰余金	15,000,000
		<b>【利益剰余金】</b>	<b>【 112,078,010 】</b>
		利益準備金	1,920,000
		(その他利益剰余金)	( 110,158,010 )
		繰越利益剰余金	110,158,010
		純資産の部合計	167,078,010
資産の部合計	490,782,408	負債・純資産の部合計	490,782,408

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品・・・最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1)有形固定資産

定率法を採用しております。

##### (2)無形固定資産

定額法を採用しております。

##### (3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

#### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### (1)収益の認識

当社は、日本航空株式会社からの受託契約に基づくグランドハンドリングサービスを提供しており、定額部分については契約期間にわたって、従量部分については役務提供完了の時点で収益を認識しております。

##### (2)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

##### (3)資産除去債務に関する会計基準の適用

当社は、賃貸借契約に基づき使用する事務所等について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃貸資産の使用期限が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることが出来ません。

そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

## II. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式に関する事項

株式 の種類	前事業年度末の 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	807 株	—	—	807 株

### 2. 配当に関する事項

- (1) 基準日が前期に属する配当のうち、配当の効力発生日が当期となるもの  
該当事項はありません。
  
- (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの  
該当事項はありません。